

§ 4. 経営者保証

『**経営者保証に関するガイドライン**』により、
金融機関からの借入時、社長の連帯保証
人を削除して、事業承継を円滑に・・・

ガイドラインの詳細 日本商工会議所HP:

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>



『経営者保証に関するガイドライン』

1: 経営者保証と事業承継

2: 経営者保証に関するガイドライン

3: 今後の望まれる対応



1: 経営者保証と事業承継



* 金融機関が経営者保証を求める理由

① 財務諸表の信頼性確保

→ 中小企業の財務諸表は、粉飾が多く余り信頼されていない。

② 信用力の強化

→ 中小企業は物的担保が少なく信用力がない。経営者を人的担保として、信用力を強化する。

③ 経営者に責任を持たす

→ 会社の連帯保証人として責任を負わすことにより、経営者に経営責任を持たせる。

* 経営者保証の具体例

社長が銀行から借金するとき、
“人的担保”として連帯保証人になる。



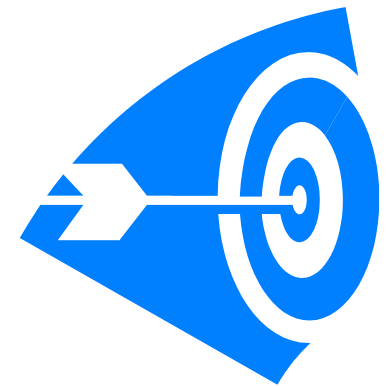
* 経営者保証の問題点

- ①企業倒産時に経営者が自分の財産を失う恐れ
- ②後継者が個人保証の提供を嫌がり、事業承継しない
- ③経営者の精神的負担になる

* 経営者保証が原因で、若い経営者候補が個人責任の提供をいやがって、事業承継しないケースが多発してます！！

2: 経営者保証に関するガイドライン

- * **WHY**: “社長が銀行から借金するとき、個人保証として連帯保証人になる”現状を回避
- * **WHAT**: 経営者個人保証に関するガイドライン、法律ではありません(強制力はありません)
- * **WHO**: 日本商工会議所＋全国銀行協会が策定、中小企業庁と金融庁がサポート
- * **WHEN**: H25.12
- * **WHERE**: 中小企業を対象



* HOW:

以下の3条件が現在そして今後満たされれば、経営者保証を求めない(ここでは“HOW3条件”と称します)

①法人と経営者個人の関係の明確な区分・分離

→法人の業務・経理・資産所有につき個人と区分

②財産基盤の強化

→財務状況・経営成績改善を通じて返済能力の向上

③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示

→経営の透明性を確保

→経営改善して、HOW3条件を確立！



* 金融機関の判断基準

金融機関における経営者保証の見直しを検討するときの判断基準例

- ① 法人と経営者個人の資産・経理の分離
- ② 法人と経営者個人での資金のやり取りが適切な範囲
- ③ 法人のみの資産・収益力で返済可能な能力を保持
- ④ 法人から適時適切な情報開示
- ⑤ 十分な物的担保の提供



3. 今後の望まれる対応

STEP1: HOW3条件の確立

STEP2: 金余りの現状を考慮して、金融機関に経営者保証なしで融資を受けるよう要請

STEP3: 事業承継により将来無借金経営を目指す

(注) 完全無借金経営(借入金がゼロ)、実質無借金経営(いつでも借入金ゼロにできる)

後継者には...

『当社は、経営者保証なしなので、会社借入金に対して連帯保証人は必要ありません。安心して社長になれます』と明言！

